

(介 177)

令和 4 年 3 月 22 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
(公印省略)

高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の  
延長について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、高齢者については、施設に入所している者も含め感染した場合には、原則入院とされておりますが、病床ひっ迫時等について、やむを得ず施設内での入所を継続する場合、地域医療介護総合確保基金における更なる追加的支援が活用できることとされ、本会からも「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について（高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等（令 4. 2. 21（介 155）））として、お知らせしております。

今般、令和 4 年 3 月 21 日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、当該追加的支援を令和 4 年 4 月末日まで活用できることが示され、厚生労働省老健局より事務連絡が発出されましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の延長について」の周知について  
(令 4. 3. 17 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)

以上

事務連絡  
令和4年3月17日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる  
追加的支援策の延長について」の周知について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

施設内で療養を行う高齢者施設等については、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援を活用できることとしており、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」（令和4年2月17日付厚生労働省老健局老人保健課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、当該追加的支援を令和4年4月末日まで活用できることとし、別添のとおり、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の延長について」（令和4年3月17日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

【別添】

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の延長について」（令和4年3月17日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

事務連絡  
令和4年3月17日

各 

|      |
|------|
| 都道府県 |
| 指定都市 |
| 中核市  |

 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の  
延長について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

施設内で療養を行う高齢者施設等については、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援を活用できることとしており、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」（令和4年2月17日付厚生労働省老健局老人保健課ほか連名事務連絡。以下「令和4年2月17日事務連絡」という。）等においてお示ししているところです。

今般、令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、当該追加的支援を令和4年4月末日まで活用できることとしましたので、本事務連絡の内容について十分御了知の上、必要な対応並びに管内市区町村及び関係施設等に対する周知をお願いします。

記

1. 地域医療介護総合確保基金による更なる追加的支援の延長【別添】

- 従前より、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者1名につき、15万円の支援を行う補助制度を活用することができる（15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円/日を日割り補助）。
- また、これに加え、令和4年2月17日事務連絡でお示ししたとおり、病床のひっ迫等により比較的重症な施設内療養者が多く生じると考えられるま

まん延防止等重点措置区域等において、施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者1名につき更に1万円/日（現行分とあわせて最大30万円）を追加補助する制度を活用できる。

- 今般、令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月末日までは上記の追加補助の対象として取り扱うものとする。
- 詳細については、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について」（令和4年3月17日老発0317第1号厚生労働省老健局長通知）により一部改正した「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を参照頂きたい。

以上

